

京都大学における研究資源アーカイブに関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長が指名する理事 若干名</p> <p>(2) 運営責任部局及び連携部局の長</p> <p>(3) 附属図書館長、情報環境機構長及び大学文書館長</p> <p>(4) 運営責任部局及び連携部局の教員 若干名</p> <p>(5) <u>研究科長</u> 若干名</p> <p>(6) <u>研究所長又はセンター長（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）</u> 若干名</p> <p>(7) 総務部長</p> <p>(8) その他総長が必要と認めた者</p> <p>2 <u>前項第4号から第6号まで及び第8号の委員は、総長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>第1項第4号から第6号まで及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(研究資源アーカイブの枠組)</p> <p>第8条 総合博物館は、運営責任部局として、運営委員会の定める方針等に基づいて、研究資源アーカイブに関し必要な業務を行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等（運営責任部局及び連携部局を除く。）をいう。以下同じ。))</u>の長は、運営委員会の定める方針等に沿って、当該部局における研究資源の保存に努め、第1項の業務に協力するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）の長（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）</u> 若干名</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) }</p> <p>2 <u>前項第4号、第5号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>第1項第4号、第5号及び第7号の委員の任期は、2年の範囲内で総長が定める。</u></p> <p>4 <u>第1項第4号、第5号及び第7号の委員は、再任されることがある。</u></p> <p>(研究資源アーカイブの枠組)</p> <p>第8条</p> <p>2・3 } (同 左)</p> <p>4 <u>部局（運営責任部局及び連携部局を除く。）</u>の長は、運営委員会の定める方針等に沿って、当該部局における研究資源の保存に努め、第1項の業務に協力するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年7月26日から施行する。</p>